

## 第2回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 星野雅彦は、令和5年7月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第2回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	入江泰三	2	仲江川 昇	3	岡田稔男
4	蓼沼克夫	5	今泉文子	6	森山正和
7	桐生さとみ	8	亀田幸雄	9	星野雅彦
10	岡村奏一	11	岩下 健	12	本島一喜
13	田島哲夫	14	齋藤 幹	15	清水 茂

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

春山和美、松崎茂夫、杉江豊子、長竹武男、川田 博、岩本仙太郎、田名網 修、増田隆夫、関口孝雄、江原正司、伊藤恵一、吉岡春枝、岡田哲也、長谷川恭正、山根常夫、小林重雄、鴫田哲也、河内正夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>6番 森山委員につきましては、遅参の連絡を受けております。</p> <p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第2回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時33分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 入江委員、15番 清水委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 専決処理につきましてご報告の前に、議案書の訂正をお願いいたします。

8ページをお開きください。申請番号2番、一番右の備考欄の下段に、手書きで22ページ参照と記載しておりますが、正しくは23ページでございます。ご訂正をお願いいたします。以降、順に参照ページがずれておりますので、ご訂正をお願いいたします。9ページの申請番号3番、右端の備考欄は24ページに訂正をお願いします。次の4番は25ページ、一番下の5番は26ページにそれぞれ訂正をお願いいたします。10ページをお開きください。申請番号6番は27ページに、7番は28ページにそれぞれ訂正をお願いいたします。11ページの議案第3号、右端の備考欄、29ページに訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんが、以上の訂正をお願いいたします。

局長 ただいま森山委員が到着いたしました。

【午前9時35分 出席】

主幹 それでは、日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。

本件は、市街化区域内にある農地を、農地以外に転用するため、農業委員会あてに届出がなされたものにつきまして、報告するものです。許可ではなく、あくまで届出ということですので、必要な書類が整っている申請は、必ず受理することとなっております。拒否することはできません。足利市では、申請は随時受付を行い、事務局長専決処理によって、届出から1週間後に受理書を交付しております。受理した届出については、直近の総会に報告することとなっております。

り、本日ご報告するものは、令和5年6月12日から、7月10日までに届出があったものでございます。

第4条につきましては、農地の所有者自らが転用する場合、第5条につきましては、農地の所有者以外の者が、農地を取得、または借り受けるなどして転用するものです。第4条は所有者単独の届出、第5条は所有者及び転用事業者の連名による届出となっております。なお、市街化調整区域内にある農地の転用につきましては、第4条または第5条の許可が必要となり、総会において議案としてご審議をいただくこととなります。本日は、この後、日程第3におきまして、第5条の許可についてご審議をいただく予定となっております。

それでは届出の概要について説明いたします。1ページの総括表をご覧ください。

本日報告いたします、農地法第4条の届出は、件数が5件、筆数が6筆、面積が3,402㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が10件、筆数が11筆、面積が3,008㎡です。

合計いたしまして、件数が15件、筆数が17筆、面積が6,410㎡です。

2ページをお開きください。各々の届出内容の詳細を掲載しております。

はじめに、第4条の届出の内容です。左から順に、掲載している項目について説明いたします。申請番号です。申請番号は、当該月報告分の番号と、年度中の受付番号4桁を組み合わせ表示しております。次に、所在、地番、登記簿地目及び現況地目です。所在は行政町名のみ表示して、字は記載いたしません。地目は登記及び現況の2種類を掲載します。農地法では現況主義というものを採用しており、登記地目に関わらず、現況地目が農地である場合は、農地法上農地として扱います。次に農振区分です。農業振興地域の整備に関する法律が規定する農振農用地、いわゆる青地かどうかを記載する欄であります。本件は市街化区域内でありますので、農振農用地はすべて区域外となっております。続いて面積です。面積は、実利用面積ではなく登記記録に記載された面積といたします。続いて申請人です。登記記録に記載された所有者について掲載いたします。次に、転用形態から施設面積までについてです。上から2番目の転用用途につきましては、一般住宅や、駐車場、工場などといった、利用目的に即した具体的な用途を掲載します。3番目の転用施設及び4番目の施設面積につきましては、建築物がある場合はその名称と延床面積を、建築物がない場合は土地の形状変更について掲載します。

続いて第5条の届出です。4ページをご覧ください。第4条と異なる項目について説明いたします。左から2番目、権利につきましては、権利の種類及び契約の内容を掲載します。権利の種類には、所有権、賃借権、地上権などがございます。契約の内容は、売買、贈与などがございます。続いて、中ほどになりますが、譲渡人及び譲受人です。第5条では、所有者と転用実行者との連名による申請となっております。最後に備考欄について説明いたします。隣接地

と一体利用する場合には、その一体利用地の詳細について、贈与や使用貸借等、無償の行為による場合には当事者の関係等、参考となるべき情報を掲載します。

掲載項目については以上のとおりです。個別の案件ごとの内容については、説明を省略させていただきます。お目通しいただき、ご不明なところ、疑問点、ご質問等ありましたらご発言いただきますようお願いいたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の7ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は川崎町にあります田、面積は1,252㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、遠方在住であり、耕作不可能なため手放したい、というものです。譲受理由は、自宅及び自作地に近く、相対で借りて現に耕作しているため取得したい、というものです。

議案書の19ページをお開きください。本件の調査書でございます。譲受人の現在の耕作面積は1,239㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は、2,491㎡となります。本件は営農を目的として農地の取得をしようとするものであります。従来、許可要件のひとつであった、いわゆる下限面積要件、50アール以上の耕作面積がないと許可できないとされていた要件は満たしませんが、現在は下限面積が廃止となったため、本件の耕作面積でも許可することが可能となっております。調査書には、各項目についての適否を記載しております。第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目についてすべて「適」となっております。一つ目の第1号、全部効率利用要件、これは、申請地の取得後において、譲受人が所有する農業用機械の状況、農作業に従事する者の数からみて、耕作すべき全ての農地を効率的に利用することが必要です。本件の譲受人につきましては、近隣の自作地においてきちんと耕作を行っていることから、要件を満たすものと考えられます。続きまして二つ目、第4号、常時従事要件ですが、これは、譲受人が農地の取得後に、必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。常時従事とは、一般的に年間150日以上従事することとされております。本件の譲受人は、200日従事する予定であり、要件を満たすものと考えられます。三つ目の第6号、地域調和要件ですが、

本申請地は農振農用地の中央部にあり、周辺は広く農地が広がる、いわゆる優良農地のエリアにあるものと認められます。しかし、申請地周辺で生産品目の団地化等を行っておらず、また、本申請地は相対で既に譲受人が耕作していることから、耕作者の変動がなく、集積・集約への影響はないものと考えられ、要件を満たすものと考えられます。以上、3つの要件はすべて「適」となり、他の項目につきましては適用がございません。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3条許可申請は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 清水委員

15番

15番 清水です。調査の結果を報告いたします。

資料の19ページをご覧ください。

調査年月日は令和5年7月14日、金曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、桐生委員、本島委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、農地法第3条許可申請に伴い申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地、1筆については申請地に近接しており調査時に併せて確認をし、残り1筆については事前に事務局が確認をし、適正に耕作がなされていることの報告を受けました。

なお、申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況、水路や道路等の状況から、周辺地域の農地集積への影響はないものと考えられることを、調査班が確認、判断しております。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員

特にごございません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

本件は、市街化調整区域内にある農地を、農地の所有者から土地を買ったり、借りたりして、別の方が農地以外に転用するため、許可申請があったものが対象となります。

今月案件はございませんが、農地の所有者が転用許可申請をする場合は、農地法第4条の許可申請となります。

7月の5条許可申請件数は7件で、駐車場が2件、一般住宅が4件、農業用倉庫が1件となっております。議案書8ページから10ページの一覧表及び議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、申請地は福富町地内の田2筆、1,115㎡並びに畑3筆、1,889㎡、計5筆3,004㎡となっております。転用の用途は駐車場で、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転 売買、農地区分は、農地のひろがりがない、第2種農地に区分されます。

議案書の21ページをお開きください。調査書となっており、許可にあたっての判断項目を載せておりますが、各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の8ページにお戻りください。1番の備考の欄をご覧ください。

本案件は、建築物等を設置しない計画であるため、都市計画法の開発許可の適用を受けない、許可を要さない案件となっております。

また、いくつかの候補地の中から申請地を選定し、他に代替する土地がないことから、許可が相当と考えております。

なお、本案件は申請面積が30アールをこえていることから、農業委員会の総会の場のほか、農地法の規定により、農業委員会ネットワーク機構にも意見を諮ることとなっております。栃木県の農業委員会ネットワーク機構は、(一社)栃木県農業会議となっており、この審議の場で許可相当とご判断いただいた場合につきましては、28日(金)に実施される、栃木県農業会議主催の常設審議委員会にて意見をお伺いする予定となっております。

2番、大月町地内の田、計2筆、501㎡となっております。転用の用途は一般住宅1棟を建築するもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地となっております。議案書の23ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の8ページにお戻りいただき、2番の備考欄をご覧ください。

1番の案件とは異なり、住宅を建築する予定となっていることから、都市計画法の開発許可を要する案件となっております。開発許可にあたっての基準は、基準を満たす道路に接する住宅となっております。

なお、本案件のように、都市計画法の開発許可を要する案件につきましては、農地法の許可申請と同時期に都市政策課で都市計画法の許可申請を受け付け、調整の上、双方の許可は同日付で許可することとなっています。

続きまして、議案書9ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、430㎡となっています。転用の用途は一般住宅1棟を建築するもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の24ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書9ページの備考欄をご確認ください。各基準は先ほどの2番と同様になっています。

続きまして議案書9ページの4番をご覧ください。

4番、申請地は大月町地内の田、474㎡となっています。転用の用途は一般住宅1棟を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の25ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書9ページの備考欄をご覧ください。各基準は先ほどの4番と同様になっています。

続きまして、議案書9ページの5番をご覧ください。

5番、申請地は大月町地内の田、410㎡となっています。転用の用途は一般住宅1棟を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の26ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書9ページの備考欄をご覧ください。各基準は先ほどの3番と同様になっています。

続きまして、10ページをお開きください。

6番、申請地は川崎町地内の田、2筆、計1,162㎡となっています。転用の用途は、農業用倉庫を1棟設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は農振農用地となります。農振農用地、いわゆる青地は、原則、農地転用許可をすることができませんが、農振農用地にはいくつかの用途があり、「農振農用地区域内の農地」から「農振農用地区域内の農業用施設用地」に、7月7日付であらかじめ用途の変更を行っており、この指定された用途どおりに土地利用を行う場合は、農地転用許可ができることとなっております。

農振農用地区域内の農地を転用する場合、「除外をする」といいますが、除外を行うといわゆる青地から白地へ変更されることとなり、農振農用地ではなくなることを指します。今回の案件につきましては、農用地区域内の農地から農用地区域内の農業用施設用地に用途が変わっただけですので、農用地のまま、いわゆる青地のままということになります。

ゆえに、例えば、今回の申請地に農業用倉庫を建て、数十年後にその倉庫を移転した場合であっても、この土地には農振農用地の網（規制）がかかったままとなりますので、例えば太陽光発電設備を設置したり、住宅を建てたりすることはできません。

議案書の27ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページにお戻りください。6番の備考欄をご覧ください。本案件は先の駐車場の案件とは異なり、建築物を建築する計画となっておりますが、農業者が設置する農業用倉庫については都市計画法の開発許可を要さないこととなっております。

続きまして7番をご覧ください。

申請地は大沼田町地内の田、881㎡となっております。転用の用途は駐車場を設置するもので、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の28ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

10ページにお戻りください。こちらは1番と同様、建築物がないため、都市計画法の開発許可を要さない案件となっております。いくつかの候補地から、本申請地を選定したことから、他に代替する土地がないことから、許可相当と判断しています。

以上、5条許可の審議案件、合計7件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 桐生委員。

7番

7番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の20ページをご覧ください。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認を行いました。



本件は、市内の工場で医薬品の原薬の製造を営む申請者が、業績の向上に伴い、従業員、納入業者等の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受け、駐車場として利用したいというものです。

土地の選定理由としましては、既存の工場に隣接し、必要台数が駐車可能なことなどの条件の土地を数か所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

事業計画によると、造成を行い、雨水は自然浸透処理とする計画です。

申請地は、東は市道、西は水路、南は認定外道路、北は雑種地に面しており、周辺農地に影響はないと考えます。

また、転用に係る費用はすべて自己資金で賄うことを確認しています。

結論として、申請地は福富町東部の第2種農地であり、申請者の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は許可相当とし、栃木県農業会議常設審議委員会の意見を聞くこととすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から7番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から7番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

農地の所有者からの求めにより、農地に該当するか否かの判断を行い、議決をいただくものです。

今回の対象地は小俣町地内にある畑、1筆、面積は22㎡です。令和5年7月4日に、事務局が荒廃農地として把握しております。現況は周囲の山林と一

体化した状況であり、7月14日に、調査班による現地確認調査を行いました。

農地の状況につきましては、議案書の29ページをご覧ください。ページ左側に位置図、右側に公図の写しを載せております。

山林の一部であることがご確認いただけたと思います。

議案の説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 本島委員。

12番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は平成7年5月に釣堀として農地転用の許可を受けた敷地に隣接する土地で、杉の木が繁茂していることを確認しました。周囲を転用済地と山林に囲まれている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の12ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

13ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が8件、面積が16,577㎡です。所有権移転については、件数が1件、面積が5825㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を14ページから15ページまでに、所有権移転を16ページに掲載しております。

農業経営基盤強化促進法、農地流動化に基づく貸借・売買の概要について説明します。

同法に基づき農用地利用集積計画を定め、公告することにより、貸借権等の

権利を設定することができます。対象農地は、農業振興地域内の農地であり、市街化区域内の農地は対象外となります。所有権移転については農振農用地区域内の農地に限られます。法律改正により、地域計画策定後は廃止となるため、令和7年3月まで利用可能なものになります。

また、下限面積については、賃貸借は権利の取得後おおむね10アール、売買は権利の取得後106アールとなります。

備考欄に記載されている用語について、補足させていただきます。

申請番号1番で「認定農業者」との表示がありますが、これは借受人が基盤強化促進法に基づく認定農業者であることを示しています。

15ページの申請番号6、7、8番の「解除条件付き一般法人」と16ページの申請番号1番の「農地所有適格法人」についての説明をいたします。

はじめに「農地所有適格法人」についてですが、農地の所有権を取得して農地を耕作し、農業経営を行うことができる法人のことを指します。4つの要件、法人の組織形態要件・事業要件・議決権要件・役員要件を満たしているか農業委員会で審査しております。

一般の法人は農地を借りることや所有することができません。ただし、一般の法人であっても、土地所有者との間に、利用権の申出書のほかに解除条件付きの契約書、内容としては耕作者が農地を適切に利用しない場合に契約を解除できる等を取り交わすことで、賃貸借の設定が可能になります。申請番号6、7、8番については、解除条件付の契約書が交わされていることを示しています。

審議の後、承認をいただきましたら、7月31日付けで公告の手続きを行う予定です。よろしくお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定はそのように決定いたしました。

続いて所有権移転を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、5番 今泉委員の退席を求めます。

【午前10時27分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、所有権移転はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した今泉委員の出席を求

めます。

【午前10時28分 出席】

議長

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて 報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

それでは、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

申請地は大月町にあります畑、2筆の合計面積は328㎡です。願出の理由は、農地法の規定により、農地転用許可の手続きが不要とされている駐在所敷地として、平成17年に転用し、非農地となったためであります。

通常、非農地証明を申請する理由として多いのは、正式な許可手続きを経ることなく農地を転用し、その後20年以上が経過したものであります。この場合、相当の年数が経ち、農地に復元することが困難であることが要件となっております。今回の申請は、そのような事例とは異なり、元々許可手続きが必要ない転用行為であり、農地法の手続きが必要ないことについてを証明するものでございます。20年以上経過していることや、農地に復元することが困難であるかどうかは要件とされず、農地法の許可手続きが適用除外、すなわち必要なかったことの証明であります。

参考に、農地転用許可手続きが不要とされているものについて、主なものを挙げさせていただきます。国や都道府県が転用する場合で、学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舎以外のもの、2アール未満の農地を農業用施設用地に転用するもの、電気通信事業者が設置する鉄塔や中継基地等、市町村が土地収用法第3条に該当する事業で、学校、病院、社会福祉施設、庁舎以外のものに転用する場合、このようなものが、第4条または第5条許可が不要とされております。

なお、本件の申請受付日は令和5年6月5日、処理日は6月20日です。現地確認は桐生委員と事務局で行っております。以上、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それではご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第2回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時35分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月25日

足利市農業委員会

1 番委員

1 5 番委員